

宇和島商工会議所委員会規約

第1条 定款第56条の規定に基づき、本会議所に委員会を置く。

第2条 委員会は次の通りとする。

- (1) 総務委員会 会議所の運営に関する調査研究
他の委員会の所管に属しない事項
- (2) 理財委員会 金融経済問題に関する調査研究
- (3) 商工委員会 商工業の振興対策に関する調査研究
- (4) 税務委員会 税制改正及び税務行政の運用改善に関する調査研究
- (5) 観光委員会 観光振興対策に関する調査研究
- (6) 運輸委員会 運輸、通信分野の改善発達に関する調査研究
- (7) 地域開発委員会 地域開発の促進に関する調査研究

2 前項各号の委員会のほか、特に必要がある場合は、常議員会の議を経て、特別委員会を置くことができる。

第3条 委員会は会頭より委嘱された事項に関し或は議員総会常議員会の付託に応じ、若しくは委員会の発議に基づき、本会議所の目的達成に必要な事項について、調査、研究する。

第4条 委員は役員、議員の中から常議員会の承認を得て会頭がこれを委嘱する。

2 会頭は必要に応じて、委員を議員以外の会員及び学識経験者に常議員会の承認を得て委嘱することができる。

第5条 委員の任期は議員の任期に従う。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会には委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長、副委員長は会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

第7条 委員会は、会頭又は委員長が必要と認めたときに招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の定数の半数以上の者から審査、調査又は研究する事項を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

第 8 条 委員長は委員会の議長となる。

第 9 条 委員長は委員会の会務の状況を、定期的に又は必要に応じ常議員会及び会頭に報告しなければならない。

2 委員長は常議員会に出席して当該委員会に属する事項について意見を述べるができる。

第 10 条 部会又は他の委員会に関連のある事項については、その部会長又は委員長と合議の上、合同部会又は合同委員会を開くことができる。

第 11 条 合同部会又は合同委員会は、関係部会長及び委員長の連名をもって招集する。但し、関係部会長及び委員長の申し出であるときは会頭がこれを招集することができる。

2 合同部会又は合同委員会の議長は部会長及び委員長の互選による。

第 12 条 委員会は必要に応じ専門小委員会を設けることができる。

第 13 条 委員会の議事は出席委員の過半数の同意によりこれを決する。

2 可否同数のときは議長の決するところによる。

第 14 条 本会議所の役員は委員会に出席して意見を述べることができる。

第 15 条 特別委員会はその付託された事項が終了したとき解散するものとする。

第 16 条 委員会の運営に関する経費は、商工会議所の経費をもって充当する。

第 17 条 この規約は常議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

1 この規約は平成 3 年 3 月 4 日から施行し昭和 46 年 4 月 1 日より実施の宇和島商工会議所委員会設置運営規程は廃止する。